特定非営利活動法人水俣フォーラム定款

第 1 章　総則

（名称）

第 1 条　この法人は、特定非営利活動法人水俣フォーラムという。英文では MINAMATA FORUM と表示する。

（事務所）

第 2 条　この法人は、事務所を東京都新宿区に置く。

（目的）

第 3 条　この法人は、広く一般市民に対して、公害の原点といわれる水俣病事件の周知及び伝承に関する事業を行い、「近代」や「人間」についてともに考える機会を提供するとともに、その活動に関わる人々と新たな社会参加や自己実現の場を創り出すことにより、社会全体の教育に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（1）社会教育の推進を図る活動

（2）環境の保全を図る活動

（3）前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第 5 条　この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（1）水俣病事件を伝える展覧会に関する事業

（2）水俣・水俣病事件に関する会報・書籍等の出版物及び映像の企画・編集・製作事業

（3）水俣・水俣病事件に関する講演会・セミナー・研修・講座等の開催事業

（4）水俣・水俣病事件に関する普及啓発事業

（5）水俣・水俣病事件に関する相談及び情報提供事業

（6）水俣病に類する環境汚染を未然に防止するための調査・研究・普及啓発事業

（7）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章　会員

（種別）

第 6 条　この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（2）賛助会員　この法人の目的に賛同して事業を賛助するため入会した個人及び団体

（入会）

第 7 条　正会員及び賛助会員の入会については特に条件を定めない。

2　正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第 8 条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第 9 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
（3）1 年以上会費を滞納したとき。
（4）除名されたとき
（退会）
第 10 条　正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。
（1）この定款等に違反したとき。
（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
（会費及び寄付金品の不返還）
第 12 条　既に納入した会費及び寄付金品は、返還しない。

第 3 章　役員
（種別及び定数）
第 13 条　この法人に、次の役員を置く。
（1）理事　6 人以上 10 人以下
（2）監事　2 人以上
2　理事のうち 1 人を理事長、2 人を副理事長とする。
（選任等）
第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3　この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
4　この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
5　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
（職務）
第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。
（任期等）

第 16 条　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（欠員補充）
第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第 18 条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
（報酬等）
第 19 条　役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
4　役員に対しては、その地位にあることのみに基づいて報酬を支給しない。
（評議員）
第 20 条　この法人に評議員 15 人以内を置く。
2　評議員は、水俣病事件に関係する学識者、この法人の協力者のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3　評議員は、この法人の諸活動に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見・助言を述べる。
4　評議員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章　総会
（種別）
第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。
（構成）
第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。
（権能）
第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。
（1）定款の変更
（2）解散及び合併
（3）事業計画及び予算の決定
（4）事業報告及び決算の承認
（5）役員の選任又は解任、職務及び報酬
（6）会費の額
（7）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（8）運営に関する重要な事項

（9）その他、理事会が総会に付すべき事項として決議した事項
（開催）
第 24 条　通常総会は、毎年 1 回開催する。
2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（2）正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
（3）監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。
（招集）
第 25 条　総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面、ファックス若しくは電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
（議長）
第 26 条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第 27 条　総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。
（議決）
第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第 29 条　各正会員の表決権は平等なものとする。
2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。ただし、他の正会員を代理人として表決を委任することはできない。
3　前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の規定の適用については出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）正会員総数及び出席者数（書面表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章　理事会
（構成）
第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。
（理事会の権能）
第 32 条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
（1）総会に付議すべき事項

（2）総会の議決した事項の執行に関する事項
（3）その他、本会の運営に関する必要な事項
（理事会の開催）
第 33 条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
（1）理事長が必要と認めたとき。
（2）理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
（理事会の招集）
第 34 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面、ファックス若しくは電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
（理事会の議長）
第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
（理事会の議決）
第 36 条　理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数（現在数）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　前項の規定にかかわらず、第 23 条（第 1 項第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 9 号の事項を除く。）に規定する事項については、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を得ることを必要とする。
（理事会の表決権等）
第 37 条　各理事の表決権は、平等なものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（理事会の議事録）
第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章　資産
（構成）
第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（1）設立当初の財産目録に記載された資産
（2）会費
（3）寄付金品
（4）財産から生じる収益

（5）事業に伴う収益
（6）その他の収益
（管理）
第 40 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

第 7 章　会計
（会計の原則）
第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
（事業年度）
第 42 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
（事業計画及び予算）
第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
（予算の追加及び更正）
第 45 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第 46 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（臨機の措置）
第 47 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章　定款の変更、解散及び合併
（定款の変更）
第 48 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。
2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。
（解散）
第 49 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（1）総会の決議
（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）正会員の欠亡
（4）合併
（5）破産手続開始の決定
（6）所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第 50 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の総会で決議した者に譲渡するものとする。
（合併）
第 51 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章　公告の方法
（公告の方法）
第 52 条　この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の２第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章　雑則
（部会および運営委員会）
第 53 条　この法人は事業の円滑な遂行を図るため、部会および運営委員会を設ける。
2　部会は、その目的とする事項について調査、研究し、または事業を遂行する。
3　設立当初の部会は、総務、広報、水俣展、講演研修、企画の 5 つとする。
4　運営委員会は部会の活動に責任を持つ 20 名以内の理事を含む会員から構成し、やむを得ない理由がない限り毎月、定期的に開催する。
5　部会と運営委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。
（事務局）
第 54 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
3　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
（細則）
第 55 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
4　この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6　この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（正会員年会費）　6,000 円
（18 歳未満正会員年会費）　2,000 円

別表　設立当初の役員

役職名	氏　名
理事長	栗原彬
副理事長	内田雄造
副理事長	青山俊介
理事	實川裕太
理事	服部直明
監事	入江孝一郎
監事	内川清雄